

## 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領

### 第1 事業の目的

本県の園芸農業は、全国トップクラスに位置し、農業産出額の約半分を占める極めて重要な部門である。

しかしながら、担い手の不足や高齢化の進展、農産物価格の低迷及び園芸用施設の老朽化による生産力の低下などにより、生産構造は脆弱化し、園芸産出額が減少傾向にある。

このような中、県内園芸産地の生産販売力を強化していくためには、産地の活性化の促進や高収益型園芸農業への転換などによる力強い産地づくりを強力に推進することが極めて重要な課題である。

そこで、千葉県農林水産業振興計画に掲げた基本目標の達成に向け、園芸産地の生産販売力を強化する「産地戦略」「園芸産地再整備計画（以下「再整備計画」という。）」

「園芸産地生産性向上計画（以下「生産性向上計画」という。）」を策定した産地に対し、安定生産や品質向上を図るための生産施設や省力機械、集出荷施設の整備等を集中的に支援する。

### 第2 事業の内容

事業の対象施設・機械等は事業区分ごとに定めるものとし、詳細については、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第3条第2項各号のいずれかに該当する事業の活動は支援対象としない。

#### (1) 生産力強化支援型

低コストで効率的な大規模園芸産地や地域特産品目等の産地育成を図るため、共同利用機械・施設等への整備に対し支援する。また、認定農業者、認定新規就農者が行う生産用機械・施設、省エネルギー型機械・装置等の整備に対し支援する。

さらに、土づくりや危被害防止のための施設機械や、果樹類の新植改植のための施設・機械等の整備に対し支援する。

#### (2) 園芸施設リフォーム支援型

生産力の低下がみられる施設（ガラス温室、鉄骨ハウス）の改修や展張資材更新等による生産基盤の整備に対して支援する。

#### (3) スマート農業推進型

生産性向上を図るための環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、ドローン等の導入に対して支援する。

### 第3 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の策定・協議等

#### 1 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の策定

事業を実施する産地は、実施する事業内容に応じ、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」を作成するものとする。

(1) 作成年度の3年後を目標年度（果樹については、10年後）とした「産地戦略」、

「再整備計画」又は「生産性向上計画」（別記産地戦略様式、別記園芸産地再整備計画様式、又は別記園芸産地生産性向上計画様式）とする。

- (2) 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の策定主体は、農業協同組合又は生産販売組織等とする。
- (3) 「産地戦略」の産地の面積規模は、対象作物の栽培面積が次の基準を満たしていなければならない。なお、新作物は概ね過去3年の間にその産地で栽培が始まったものとする。
  - ア 露地作物（野菜、果樹、花植木）の場合は、概ね3ha以上
  - イ 施設作物（同上）の場合は、概ね1ha以上
  - ウ 新作物（同上）の場合は、概ね0.5ha以上
- (4) 「再整備計画」の産地の面積規模は、同一品目の施設面積が概ね1ha以上とする。
- (5) 「生産性向上計画」の産地の面積規模は、同一品目の面積が概ね1ha以上とする。
- (6) 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の産地の構成農家数は3戸以上とする。

## 2 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の協議

- (1) 作成主体は、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」（別記産地戦略様式、別記園芸産地再整備計画様式、又は別記園芸産地生産性向上計画様式）を市町村長へ提出するものとする。

なお、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事に協議できるものとする。

- (2) 市町村長は、当該「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」が地域の園芸振興にとって適切と認められる場合は、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」を別記第1号様式に添えて農業事務所に協議するものとする。

## 3 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の承認

- (1) 知事又は農業事務所長は、提出を受けた「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、作成主体又は市町村長へ通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた市町村長は、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の作成主体に対しその旨を通知するものとする。

## 4 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の変更

「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の変更については、第3の2及び3の手続きに準じて行なうものとする。

## 5 「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の達成状況

「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の作成主体は、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の目標年度における達成状況を、翌年度の5月末日までに、市町村長を経由して別記第2号様式により農業事務所長へ報告するものとする。

なお、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事に提出できるものとする。

#### 6 「産地戦略」又は「再整備計画」に類する計画等の扱い

「産地戦略」又は「再整備計画」に類する次の計画については、「産地戦略」「再整備計画」に代替できるものとする。

- ・産地強化計画（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）
- ・果樹産地構造改革計画（16生産第8112号平成17年3月25日農林水産省生産局長通知）

なお、各計画等の承認・変更達成状況の報告等はそれぞれを定める通知等によるものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業実施主体

この事業の実施主体は、交付要綱別表に掲げる者のうち次表の要件を満たす者とする。

なお、「再整備計画」を策定した産地においては、生産力強化支援型、園芸施設リフォーム支援型を合わせた事業を実施できるものとする。

果樹類については、新植・改植を計画的に実施し、持続的な経営を目指す生産者が実施する事業に対し、支援するものとする。

事業の区別	事業実施主体	内容
生産力強化支援型〔通常枠〕	要領第3の1の規定による「産地戦略」、「再整備計画」又は要領第3の6の規定による「産地戦略」又は「再整備計画」に類する計画に属する認定農業者、認定新規就農者及び農業者が組織する団体。	「認定農業者」及び「認定新規就農者」とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者」、「認定新規就農者」という。）で、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。ただし、認定新規就農者にあっては、経営開始後5年以内。  「農業者が組織する団体」とは、代表者、組織規約及び利用規程等があり3戸以上で構成される営農組織及び農地所有適格法人、農業協同組合等。
生産力強化支援型〔強化枠〕	要領第3の1の規定による「産地戦略」、「再整備計画」又は要領第3の6の規定による「産地戦略」又は「	「認定農業者」は、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。

	再整備計画」に類する計画に属する認定農業者であって、別表第2に掲げる要件を満たす者	
園芸施設リフォーム支援型	要領第3の1の規定による「再整備計画」又は要領第3の6の規定による「再整備計画」に類する計画に属する認定農業者、認定新規就農者及びこれらで構成する生産者団体、並びに別に定める共同利用施設を保有する生産者団体。	「認定農業者」及び「認定新規就農者」は、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。ただし、認定新規就農者にあつては、経営開始後5年以内。
		「共同利用施設を保有する生産者団体」とは3戸以上で構成される営農組織及び農地所有適格法人等。 この場合事業の対象とする共同利用施設は、複数の生産者が利用する棟続き（連棟構造）の施設とする。
スマート農業推進型	要領第3の1の規定による「生産性向上計画」に属する認定農業者、認定新規就農者及び農業者が組織する団体。	「認定農業者」及び「認定新規就農者」は、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。ただし、認定新規就農者にあつては、経営開始後5年以内。
		「農業者が組織する団体」とは、代表者、組織規約および利用規定などがある営農組織及び農地所有適格法人、農業協同組合等。

## 2 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

## 3 事業対象地区

事業の対象地区は、事業の受益及び設置場所が原則として、農業振興地域内の農地又は農業用施設用地であるか、市街化区域内の生産緑地（都市計画法及び生産緑地法に規定された「生産緑地」としての農地）であることとする。

ただし、受益地が農業振興地域に含まれない市街化調整区域にあつては、当該品目及び当該地区が、農業経営基盤強化の促進に関する計画等農業に関する基本構想等の振興計画に振興する作物、保全すべき農地として記載されていることとする。

「直売施設（小規模）」にあつては、受益地区と同一市町村内に設置するものとする。

## 4 事業の採択

事業の採択については、本要領第4及び第5に記載する要件を満たすものの中から、

農林水産部長が別に定める『「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業配分基準』に基づき事業実施計画ごとにポイントを算定し、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

## 5 事業実施計画の協議

(1) 事業実施主体の長は、要領第3の1の規定による「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の承認を受けた後、又は要領第3の6の規定する計画等に位置づけられている場合は、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施計画書を生産力強化支援型の認定農業者、認定新規就農者にあつては別記実施計画書様式1、農業者が組織する団体（3戸以上）等にあつては別記実施計画書様式2を作成し、それぞれ誓約書・役員等名簿（別記誓約書・役員名簿様式）を添えて、市町村長へ協議するものとする。

また、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事に協議できるものとする。

(2) 市町村長は、当該計画が地域の園芸振興にとって適切と認められる場合は、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施計画書に誓約書・役員等名簿を添えて、別記第3号様式により農業事務所に協議するものとする。

(3) 知事又は農業事務所長は、提出を受けた「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施計画書を審査し、適切と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体又は市町村長へ通知するものとする。

(4) (3)の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(5) 別表第3で定める実施計画の重要な変更は、第4の5の(1)から(4)までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事又は農業事務所長に届け出るものとする。

## 第5 補助対象内容及び事業費

要領第2の「事業の内容」等については、以下の基準を満たしていなければならない。

### 1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設・機械の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

### 2 事業費

過剰投資を防止し、適正な施設等の整備を推進するため、生産力強化支援型及び園芸施設リフォーム支援型については、原則として事業費を100万円以上5千万円未

満とし、これを超える申請については補助金を定額とする。また、各事業種目の個別項目の上限事業費については別表第4のとおり設定する。

また、スマート農業推進型については、原則として事業費は30万円以上300万円未満とし、これを超える申請については補助金を定額とする。

### 3 園芸施設リフォーム支援型又はスマート農業推進型の生産改善目標

#### (1) 園芸施設リフォーム支援型

園芸施設リフォーム支援型に取り組む場合は、以下の生産改善目標のうち1つ以上を選択し、目標年次までにその目標を達成することとする。

- ア 単位面積当たり収穫量の10%以上増加
- イ 上位等級品(秀品・L級規格等)比率の10%以上増加
- ウ 園芸用燃油使用量の10%以上削減
- エ 単位面積当たりの販売額の10%以上増加(品目転換した場合に限る)

#### (2) スマート農業推進型

スマート農業推進型に取り組む場合は、以下の生産改善目標のうち1つ以上を選択し、目標年次までにその目標を達成することとする。

- ア 単位面積当たり収穫量の10%以上増加
- イ 栽培面積の10%以上増加
- ウ 労働生産性(生産量÷労働時間)の10%以上増加

### 4 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築・新品又は新設によるほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築・改築・併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

中古機械の場合には、残存耐用年数が5年以上ある場合に補助の対象とすることができる。

### 5 更新施設・機械導入の禁止

既存の施設・機械等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新)は、補助の対象としないものとする。

ただし、既存施設・機械が耐用年数経過後5年以上経過したものについては、代替の既存施設・機械として扱わないものとする。

### 6 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収又は賃貸に要する経費又は補償費、並びに造成等に要する費用は、補助の対象としないものとする。

## 第6 事業利用状況等の報告

### 1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度

の事業の利用状況を、別記第4号様式「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業利用状況等報告書により、知事へ又は市町村長を経由して農業事務所長へ提出するものとする。

なお、交付要綱別表における事業区分の「2 生産力強化支援型〔強化枠〕」により事業を実施した場合にあっては、事業効果を検証するため、目標年度の報告時に、経営状況を確認できる書類（青色申告決算書の写し等）を提出するものとする。また、目標年度までの間であっても、経営状況を確認できる書類を求める場合がある。

2 前項による知事又は農業事務所長への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

## 第7 事業の推進体制

事業実施主体は、「産地戦略」、「再整備計画」又は「生産性向上計画」の策定や機械・施設の整備等を行うにあたり、県、市町村農業委員会、農業協同組合、農業事務所等の関係機関及び団体の指導・協力を得て適正に推進するものとする。

## 第8 導入施設・機械等の管理運営

事業実施主体は、導入する機械・施設等について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

## 第9 事業実施上の留意点

### 1 機種及び業者決定

(1) 機種及び業者決定をする場合は、3者以上による入札又は見積り合わせを原則とし、市町村等補助事業指導機関の担当者が立ち会うものとする。

### (2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

### 2 工事の着手

(1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）前に着工する場合にあっては、あらかじめ、市町村長又は農業事務所長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業交付決定前着工届を別記第5号様式により、知事又は農業事務所長に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、交付決定前に着工する場合については、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工する場合については、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付申請書の備考欄に着工予定年月日及び交

付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 交付決定前に着工する場合については、知事又は農業事務所長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 3 切り替え・二重申請の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業を二重申請することは、認めないものとする。

### 4 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を各実施計画に明確に記載するものとする。

### 5 施設共済等への加入

「園芸生産施設」「共同利用施設」のうち、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に参加するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和6年度事業から令和8年度事業まで適用する。
- 2 令和6年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度事業から適用する。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和8年3月18日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第1

事業類型別の事業種目、補助対象機械・施設等

1 生産力強化支援型 [通常枠] (認定農業者等整備)・[強化枠]

事業種目	補助対象内容	備考
<p>1 園芸生産施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス、雨よけ施設等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として 間口2 m以上、棟高1.6 m以上。</li> <li>・ストロングタイプを含む。</li> <li>・鉄骨補強パイプハウスを含む。</li> <li>・設置面積概ね1,000 m<sup>2</sup>以上 (中山間地域・都市農業地域は概ね800 m<sup>2</sup>以上)</li> </ul> </li> <li>○低コスト耐候性ハウス               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス被覆は除く。</li> <li>・設置面積概ね1,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満 (中山間地域・都市農業地域は概ね800 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満)</li> </ul> </li> <li>○鉄骨ハウス               <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室びわ、温室メロンに限る</li> <li>・ガラス被覆は除く。</li> <li style="padding-left: 40px;">温室びわは概ね300 m<sup>2</sup>以上、温室メロンは概ね150 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> </li> <li>○かん水設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸工事は除く。</li> </ul> </li> <li>○環境制御関連装置</li> <li>○高設栽培施設</li> <li>○養液栽培施設</li> <li>○自家育苗施設</li> <li>○小型予冷库、貯蔵施設</li> <li>○地力増進施設</li> <li>○果樹棚等</li> <li>○被害防止施設 (多目的防災網・農薬飛散防止施設等)</li> <li>○マッシュルーム栽培施設</li> <li>○出荷調製施設</li> </ul>	<p>1 都市農業地域は、首都圏整備法 (昭和31年法律第83号) 第24条第1項の規定により指定された首都圏近郊整備地帯 (ただし浦安市を除く)。</p> <p>中山間地域は、中山間地域等直接支払制度の対象地域の通常地域及び特認地域</p> <p>2 かん水設備及び環境制御関連装置については、ハウス本体と一体的に整備する場合に限る。</p> <p>3 生産力強化支援型 [強化枠] については、千葉のさつまいも品質向上支援事業及び果樹産地強靱化支援事業の補助対象を除く。</p> <p>4 出荷調製施設は、生産力強化支援型 [強化枠] で整備する場合に限る。</p>
<p>2 省力機械等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産管理機械               <ul style="list-style-type: none"> <li>・は種機、定植機、防除機、施肥機、管理機 (複合作業など省力効果が高いもの、ただしトラクター本体は除く)、収穫機、土づくり機械、土壌改良機械、果樹剪定枝破碎機等</li> </ul> </li> <li>○流通管理機械               <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷調製・選果機械等</li> </ul> </li> <li>○省エネルギー型機械・装置等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型暖房機、ヒートポンプ、代替エネルギー型暖房機 (木質・再生油暖房機)、保温カーテン、温度管理センサー、循環扇等</li> </ul> </li> </ul>	<p>省エネルギー型機械・装置等については、ハウス本体と一体的に整備する場合に限る。</p> <p>ただし、別紙に定める要件を満たす場合は、その限りではない。</p>

2 生産力強化支援型 [通常枠] (共同利用機械・施設等整備)

事業種目	補助対象内容	備考
<p>1 共同利用施設 園芸品目の生産出荷等の近代化、能力向上、省力・低コスト化を目的に、共同利用(3戸以上)する園芸用施設</p>	<p>○パイプハウス、雨よけ施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として 間口 2 m以上、棟高 1.6 m以上。</li> <li>・ストロングタイプを含む。</li> <li>・鉄骨補強パイプハウスを含む。</li> <li>・設置面積概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上 (中山間地域・都市農業地域は概ね 1,500 m<sup>2</sup>以上)</li> </ul> <p>○低コスト耐候性ハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス被覆は除く。</li> <li>・設置面積概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満 (中山間地域・都市農業地域は概ね 1,500 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満)</li> </ul> <p>○鉄骨ハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室びわ、温室メロンに限る</li> <li>・ガラス被覆は除く。</li> <li>温室びわは概ね 300 m<sup>2</sup>以上、温室メロンは概ね 150 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>○かん水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸工事は除く。</li> </ul> <p>○環境制御関連装置</p> <p>○高設栽培施設</p> <p>○養液栽培施設</p> <p>○育苗施設</p> <p>○集出荷貯蔵施設</p> <p>○予冷・保冷施設</p> <p>○植木類出荷調製施設</p> <p>○処理加工施設</p> <p>○地力増進施設</p> <p>○果樹棚等</p> <p>○被害防止施設(多目的防災網・農薬飛散防止施設等)</p> <p>○マッシュルーム栽培施設</p>	<p>1 都市農業地域は、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第24条第1項の規定により指定された首都圏近郊整備地帯(ただし浦安市を除く)。 中山間地域は、中山間地域等直接支払制度の対象地域の通常地域及び特認地域。</p> <p>2 かん水設備及び環境制御関連装置については、ハウス本体と一体的に整備する場合に限る。</p>

<p>2 共同利用機械 園芸品目の生産出荷等の能力向上、省力・低コスト化を目的に、共同利用（3戸以上）する機械・装置</p>	<p>○生産管理機械 ・は種機、定植機、防除機、施肥機、管理機(複合作業など省力効果が高いもの、ただしトラクター本体は除く)、収穫機、乾燥機、果樹改植用機械、土づくり機械、土壌改良機械、果樹剪定枝破碎機械等</p> <p>○流通管理機械 ・予冷機械、出荷調製・選果機械、運搬機（フォークリフトの単独整備は除く）、出荷情報管理機械等</p> <p>○省エネルギー型機械・装置等 ・省エネ型暖房機、ヒートポンプ、代替エネルギー型暖房機（木質・再生油暖房機）、保温カーテン、温度管理センサー、循環扇等</p>	<p>省エネルギー型機械・装置等については、ハウス本体と一体的に整備する場合に限る。</p>
<p>3 観光農業促進施設 園芸経営の観光化により、販売多角化と産地の活性化を図ることを目的に、共同利用（3戸以上）する施設</p>	<p>○直売施設</p> <p>○休憩施設 ・トイレ、ベンチ等</p>	<p>建築面積 100 m<sup>2</sup>以下（小規模に限る）</p>
<p>4 特認施設・機械 この基準の要件に記載がないが、園芸産地の育成上特に必要で、かつ効果が顕著であると認められるもの</p>	<p>○新開発機械・特殊機械施設等</p>	
<p>5 実施設計費 事業種目 1～4 の実施に必要な実施設計</p>	<p>○事業の遂行上必要な実施設計の作成費</p>	<p>設計事務所等有資格者へ委託する場合に限る。</p>

### 3 園芸施設リフォーム支援型（認定農業者等）

事業種目	補助対象内容	備考
<p>1 園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新</p>	<p>○ガラス温室改修（基礎、鋼材、パテ等修理）</p> <p>○ガラス温室改修、硬質フィルムへの張替・多重化（基礎、鋼材、概ね5年以上展張可能フィルム）</p> <p>○鉄骨ハウス・低コスト耐候性ハウス改修及びそれに伴うフィルムの張替（基礎、鋼材、概ね5年以上展張可能フィルム）</p> <p>○鉄骨ハウスにおける嵩上げ工事（フィルム張替を含む）</p> <p>※ 実施面積 250 m<sup>2</sup>以上、(温室メロンは概ね 100 m<sup>2</sup>以上) 事業費 100 万円以上</p>	<p>法定耐用年数が経過した園芸施設に対して改修・改良を行うもので、事業実施後は、概ね5年以上にわたり継続使用可能であること。</p>
	<p>○省エネルギー型機械・装置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型暖房機、ヒートポンプ、代替エネルギー型暖房機（木質・再生油暖房機）、保温カーテン、温度管理センサー、循環扇等</li> </ul>	<p>1 園芸施設の鋼材および被覆資材の改修・更新と同時に行う場合に限る。</p> <p>2 省エネルギー型機械・装置等にかかる事業費が、事業費総額の1/2を超えないこと。</p>

### 4 スマート農業推進型（認定農業者等、共同利用機械・施設等整備）

事業種目	補助対象内容	備考
<p>1 園芸の生産性向上を図るための機械・装置等</p>	<p>○環境制御関連装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、炭酸ガス濃度制御装置、循環扇、日射等連動かん水システム(かん水設備、コントローラー等)、ミスト装置、自動換気システム(開閉装置、コントローラー等)、複合環境制御装置等</li> </ul>	<p>1 パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は補助対象外。</p> <p>2 環境制御関連装置は、環境モニタリング装置の導入を必須とする（ただし、既に導入されている場合はその限りでない）。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ドローン</li> <li>○気象観測装置</li> <li>○ロボット草刈機 (リモコン式含む)</li> <li>○アシストスーツ</li> <li>○ロボット作業車</li> <li>○その他スマート農業機器 等</li> </ul>	<p>3 環境モニタリング装置は、温度や湿度、炭酸ガス濃度等の複数の項目をリアルタイムで測定及びグラフ化できる性能を有するものとする。</p> <p>4 日射等連動かん水システムは、日射センサー等の測定値と連動した水管理等ができるものとする。</p> <p>5 ミスト装置は、作物の生産性向上を図るための湿度管理等ができるものとする。</p> <p>6 複合環境制御装置は、炭酸ガス施用装置を含む複数の機器を制御できる性能を有するものとする。</p> <p>7 ロボット草刈機及びアシストスーツは、スマート農業推進型の他の機械・装置と組み合わせて導入する場合に限る（両者の組み合わせは不可とする）。ただし、ロボット草刈機の共同利用の場合は単独導入可とする。</p> <p>8 ドローン、気象観測装置、ロボット草刈機、アシストスーツ、その他スマート農業機器等は、公的研究機関や普及センター等による実証データなど、生産性向上や省力効果が認められたものとする。</p>
--	--	---

別表第2 生産力強化支援型 [強化枠] に係る要件

①面積要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定規模以上の経営面積を有していること</li> <li>(1) 露地品目…現状の栽培面積(実面積)が概ね3ha以上であること</li> <li>(2) 施設品目…事業実施後の栽培面積(実面積)が概ね1ha以上であること</li> </ul>
②チャレンジ要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売実績があり、下記のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること</li> <li>(1) 販売額又は所得額の10%以上の増加</li> <li>(2) 生産コストの10%以上の削減</li> <li>(3) 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>(4) 輸出実績があるもしくは新たに輸出に取り組むこと</li> </ul>
③投資要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下限事業費以上の計画であること</li> <li>(1) 施設整備…事業費3,000万円以上の計画</li> <li>(2) 機械導入…事業費400万円以上の計画</li> </ul>

別表第3 事業実施計画の重要変更事項

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の中止又は廃止又は事業の新設(種目)</li> <li>2 事業実施主体の変更</li> <li>3 事業実施地区の変更</li> <li>4 事業種目ごとに事業費の30%を超える増減</li> <li>5 機械・施設の規格・構造・能力・規模・設置場所等の大幅な変更</li> </ol>
---

別表第4

事業種目	施設分類	上限単価
園芸生産施設 共同利用施設	生産施設 鉄骨ハウス (耐候構造のみ)	建築面積㎡当たり 30,000 円 びわ・温室メロン限定 (ハウス本体部分の事業費)
	低コスト耐候性ハウス	建築面積㎡当り 22,500 円 (ハウス本体部分の事業費)
	マッシュルーム栽培施設	栽培床 (菌床) ㎡当たり 225,000 円
観光農業促進施設	直売施設	建築面積㎡当り 225,000 円 ただし、建築面積 100 ㎡以下
園芸施設の改修 及び省エネルギー型装置等の更新	ガラス温室改修	基礎、骨材、パテ等の修繕で㎡当たり 6,000 円
	ガラス温室改修、硬質フィルムへの張替・多重化	硬質フィルムへの張替・多重化は、基礎、鋼材等の改修を含め㎡当たり 11,250 円
	鉄骨ハウス・低コスト耐候性ハウス改修及びそれに伴うフィルムの張替	基礎、鋼材等の改修を含め㎡当たり 7,500 円  ただし、改修に伴うフィルムの張替については、ハウス本体（天窓の骨材含む）の改修費が、60 万円以上又はハウス本体取得価額の 10%以上の場合に限る。
	鉄骨ハウスにおける嵩上げ工事（フィルム張替を含む）	㎡当たり 5,000 円
	省エネルギー型機械・装置等	ガラス温室・鉄骨ハウス改修と一体の場合のみ実施可能であり、改修を含め、㎡当たり 15,000 円

## 別表第1 別紙

省エネルギー型機械・装置等のうち、省エネルギー型暖房機、ヒートポンプ及び代替エネルギー型暖房機（各付帯設備等も含む）については、以下の条件を満たす場合に限り、単独での導入ができるものとする。

- 1 一般社団法人日本施設園芸協会が行う「省エネルギー資材・設備等格付事業」において定める以下の格付け以上の性能を有するものとする。
  - (1) 省エネルギー型暖房機：A等級以上（熱効率88%以上）
  - (2) ヒートポンプ：S等級以上（暖房COP3以上）
- 2 付帯設備等（保温カーテン、循環扇等）の設置については、暖房機、ヒートポンプを導入する施設に限るものとする。
- 3 暖房機、ヒートポンプを導入する園芸施設の面積については下限を設けるものとする。

種類	下限面積
省エネルギー型暖房機	概ね750㎡以上
ヒートポンプ (ハイブリッド利用を行う場合に限る)	
木質バイオマス暖房機	なし

- 4 目標年度（事業実施の翌年度）における燃油使用量を15%以上削減するための燃油使用量削減計画を作成すること。
- 5 燃油使用量削減計画の目標達成に向け、農林水産省が策定した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定3版】」及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改定2版】」を活用すること。